

教 県 第 1 1 4 6 号
平成 2 3 年 3 月 1 8 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（通知）

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 3 年埼玉県条例第 3 6 号）」が平成 2 3 年 3 月 1 8 日に公布され、別紙のとおり平成 2 3 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

つきましては、事務の取扱いを適切に処理するようお願いします。

なお、改正の概要等は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

- （1）病気休暇の期間は原則として連続して 9 0 日は超えることはできないこととする。
（第 1 4 条関係）
- （2）公務若しくは通勤による負傷又は疾病の場合等教育委員会規則で定める場合の休暇については、教育委員会規則で定める期間とすることとする。（第 1 4 条関係）
- （3）学校職員の給与に関する条例の一部を改正し、病気休暇の期間が 9 0 日を超える場合は給料を半減することとする。（附則第 5 項関係）
- （4）その他規定の整備

2 施行期日

平成 2 3 年 4 月 1 日